

議 第 1 7 号

税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る。

令 和 8 年 (2 0 2 6 年) 2 月 1 6 日

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 (昭 和 3 5 年 条 例 第 1 0 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 7 条 中 「 公 示 送 達 は 、 」 の 次 に 「 公 示 事 項 (同 条 第 2 項 に 規 定 す る 公 示 事 項 を い う 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) を 地 方 税 法 施 行 規 則 (昭 和 2 9 年 総 理 府 令 第 2 3 号 。 以 下 「 法 施 行 規 則 」 と い う 。) 第 1 条 の 8 第 1 項 に 規 定 す る 方 法 に よ り 不 特 定 多 数 の 者 が 閲 覧 す る こ と が で き る 状 態 に 置 く 措 置 を と る と と も に 、 公 示 事 項 が 記 載 さ れ た 書 面 を 」 を 加 え 、 「 掲 示 し て 行 う 」 を 「 掲 示 し 、 又 は 公 示 事 項 を 市 の 事 務 所 に 設 置 し た 電 子 計 算 機 の 映 像 面 に 表 示 し た も の の 閲 覧 を す る こ と が で き る 状 態 に 置 く 措 置 を と る こ と に よ っ て す る 」 に 改 め る。

第 9 条 中 「 地 方 税 法 施 行 規 則 (昭 和 2 9 年 総 理 府 令 第 2 3 号 。 以 下 「 法 施 行 規 則 」 と い う 。) 」 を 「 法 施 行 規 則 」 に 改 め る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は 、 地 方 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 5 年 法 律 第 1 号) 附 則 第 1 条 第 1 2 号 に 掲 げ る 規 定 の 施 行 の 日 か ら 施 行 す る。

(経 過 措 置)

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 第 7 条 の 規 定 は 、 こ の 条 例 の 施 行 の 日 以

後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市税条例（昭和35年3月25日条例第10号）

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を新潟県柏崎市公告式条例（昭和25年条例第21号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 法施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、新潟県柏崎市公告式条例（昭和25年条例第21号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>